



平成 27 年 7 月 6 日

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂本 和穂
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-11
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162



税理士法のさらなる改正に向けての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 26 年 3 月 20 日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立され、税理士法の 7 の項目が改正・新設され、5 項目は政省令等において対応することとされました。この 12 の項目の内、「租税教育への取組みの推進」、「調査の事前通知の規定の整備」、「報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し」、「税理士に係る懲戒処分の適正化」、「懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し」といった項目については、税理士制度と申告納税制度に対する国民の信頼を高めることにつながる改正が行われたと理解しています。

その一方で、「公認会計士に係る資格付与の見直し」については当初の要望書からはかなりかけ離れた内容となってしまいました。従前は公認会計士に対しては自動的に税理士資格の付与がなされていたところ、このたびの改正により平成 29 年 4 月 1 日以後に公認会計士試験に合格した者については制度上、国税審議会が指定した税法研修（指定研修）を受講し、修了審査に合格しなければ税理士資格を取得することはできないとされました。

しかし、実際には公認会計士試験合格者全員が指定研修を受講し、修了審査を受けるものと考えられ、実質的に自動資格付与制度が存置されることになる可能性があること、また弁護士に対する自動資格付与制度や税務官公署等出身者に対する免除制度も存置していることが問題であると考えます。

税理士資格が社会から信頼されるためには、さらなる税理士法の改正が必要であり、特に、試験制度と実務経験という二つの側面から、公正な資格取得制度を再構築することが喫緊の課題であると考え、今後の改正に向けての意見を以下に提案いたします。

意見の内容

1. 使命条項に係る意見

【意見】

・税理士法第1条「使命」条項に、「納税者の権利擁護」の文言を明記すべきである。

【理由】

税理士法を読み解くにおいて、最も重要な条文は税理士法第1条に規定されている税理士の使命である。税理士は納税者の代理人として、憲法に規定された租税法律主義に基づき、納税者の納税義務を適正に実現し、その正当な権利を擁護することが、専門家たる税理士の公共的使命であることは言うまでもないが、このことが本文中に明記されていないことが問題である。

これまで税理士は納税者の代理人として、税務申告の代理はもちろん、異議申立て及び不服申立ての代理を行ってきた。この不服申立制度に関し、国民・納税者の権利擁護という立場から行政不服審査法及び国税通則法の見直しが行われた。このことは税理士が、納税者の権利を擁護する立場で代理を行うべきことが明らかにされた証拠でもある。

更に税理士は補佐人の立場として、法令解釈や事実認定等の問題点について訴訟代理人に説明し、立証のための証拠書類等の収集等に中心的な役割を果たすことが必要であるが、これは税理士が職業専門家として、納税者の租税法上の権利の救済を援助する立場に立つものである。

弁護士法第1条第1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定している。

ここで税理士の使命としての納税者の権利の擁護を弁護士の場合と比較すると、弁護士が権利侵害の状態を前提として、司法の場面における人権擁護、権利救済をその本来の使命とするのに対し、税理士は行政の場面において納税義務の適正な履行につき納税者を援助するとともに、その租税に関する正当な権利を擁護し救済することを使命としている。

したがって、税理士の納税者の代理人としての立場を明確にするためにも「納税者の権利擁護」という文言を、使命に明記する必要がある。以下の第1条を提案する。

★青税版税理士法第1条

- 1 税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。
- 2 税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

2. 補佐人制度の改善（税理士法2条の2）

【意見】

- ・ 現在弁護士と共同でしか認められていない補佐人としての出廷陳述権につき、税理士が単独で補佐人となり、尋問を行うことができるようすべきである。
- ・ 将来的な課題として、高度な専門的知識が要求される税務訴訟においては、弁理士と同様、税理士にも弁護士との共同代理権を認めるべきである。

【理由】

補佐人制度は、現行法で「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる」とされており、税理士は単独では補佐人となることができないとされている。

また補佐人としての税理士については、出廷陳述権しか認められておらず、尋問権はないとされているのが通説である。しかし税務の専門家である税理士が訴訟の場において、当事者に対する尋問ができないことにより必要な情報が得られず、納税者に不利益を与えることが大いに予想される。

税務訴訟は訴訟代理人が税法に精通していることが求められ、税法に最も精通している専門家が税理士であることはいままでもない。そのため税務訴訟においては、税務の専門家である税理士が単独で補佐人となるのが理想であるが、現行法では弁護士が訴訟代理人となった上で税理士が補佐人となるという仕組みとなっており、依頼人にとっては弁護士と税理士の二重の費用負担が必要となる。

税務訴訟と同じく高度な専門的知識が要求される特許訴訟において、弁理士は特許等に関する事項につき、「裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。」と、単独で補佐人となることが可能であり、また陳述に加えて尋問を行うことが可能とされている（弁理士法5条の1）。

そのため税務訴訟に臨む負担を軽くし、また納税者の権利を擁護するためにも、本人訴訟を行う場合には、税理士が単独で補佐人となり尋問を行うことができるよう、法改正を行うべきである。

併せて補佐人として訴訟に臨むためには、民事訴訟法などの訴訟に必要な知識を身に付ける必要がある。全ての税理士が訴訟事務についての知識を有していない現状では、納税者に不測の損害を与えないためにも補佐人となる税理士については、補佐人としての能力を担保する試験制度等も整備する必要がある。

また弁理士は一定の試験合格を要件に、特定侵害訴訟に関して、弁護士と共同で訴訟代理人となることができるとされている。さらに弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる（弁理士法6条の2）。特許訴訟と同様高度な専門的知識が要求される税務訴訟についても、ゆくゆくは弁理士と同様、税理士にも共同訴訟代理権を認めるべきである。

3. 所属税理士について（税理士法2条の3）

【意見】

- ・規則第1条の2を削除し、開業税理士も補助者として税理士業務に従事できるようにすべきである。

【理由】

補助税理士制度は平成26年の税理士法改正により所属税理士制度に変更となった。この所属税理士は「他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事できること」とされ、税理士制度の基本概念である代理人制度の観点からは一定の評価ができる。

しかし委嘱を受けるためには使用者である税理士又は税理士法人の承諾が必要であるとされるなど、同じ税理士という資格にもかかわらず開業税理士に比べ制限が多く未だ問題があるといえる。同じ資格である税理士は本来対等な水平的関係であるべきで、取扱いに差異のある制度は問題があるといえよう。

税理士法第2条第3項では「税理士が他の税理士又は税理士法人の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない」と、税理士は他の税理士等の下で補助者として税理士業務を行うことを認めている。そして補助者の概念については税理士法施行規則第1条の2で、「法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第8条第2号ロに規定する所属税理士が行うものとする」と所属税理士に限るものとされ、開業税理士はそこに含まれないことが明らかにされている。

そもそも法第2条第3項は、「税理士が他の税理士又は税理士法人（省略）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。」と規定するのみであり、補助者業務を行う者を「常時同項に規定する業務に従事する者」と限定することは、明らかに行き過ぎた解釈である。従って法第2条第3項は存置するが、規則第1条の2を削除し法解釈を改め、開業税理士でも「補助者として税理士業務に従事できるよう」業務ができるような制度として関連規定を整備すべきである。

4. 資格制度に関する規定（税理士法3条、5条、6条、7条、8条）

【意見】

- ・税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者とする。

【理由】

税理士法が求める使命を全うするためには「税理士となるために必要な学識及びその応用能力」の有無を検証する必要がある。その検証の手段は税理士法が定める厳しく公正な試験によることが当然であり、かつ最も国民の理解を得られる方法であることは言うまでもない。（税理士法6条）。

また、かつて規制改革の流れの中では、税理士と公認会計士の業務の相互参入も検討されていた。（平成21年12月4日規制改革会議 24日国民の声）現行の問題点の見直しをせず、今回の改正のように自動資格付与のみを取り扱えば、たとえ正しい主張であっても、国民の目から見れば“業際”と捉えられても仕方がないと思われる。

平成26年の税理士法改正までの経緯において、その当然の検証を受けていない弁護士において会計学に属する1科目を、公認会計士において税法に属する1科目の合格程度をそれぞれ要求することは、最低限の検証として必要であったが、残念ながら不本意な結果となってしまっている。

そもそも税理士制度に対する国民の信頼を高める観点から、適正な能力検証手段を経ずに資格を付与する制度を存置することは、様々な弊害を生み、真に国民のためという法の趣旨に反するものと考えられる。

今回の改正で、公認会計士は制度的には自動付与ではなくなったと言えるが、実際は国税審議会が指定する税法研修（指定研修）を受講し、修了考査に合格しない公認会計士はいないと思われ、実態は自動付与に近い状況になることが懸念される。また、弁護士は依然、自動付与のままである。

現在、税務官公署等出身者（いわゆる国税OB等）に対しては、勤務内容・期間に応じて税法科目が免除となり、国税審議会が指定する研修を受けることで会計科目が免除となり、税理士資格が付与される。昨年大阪国税局管内で起きた国税OB等と現職国税職員の癒着事件はマスコミでも大きく取り上げられ、税理士制度や税務行政に対する国民の信頼を裏切る大きな事件となった。この指定研修については、その合格率の高さから本当に税理士試験と同等レベルの内容となっているのか疑問である。

また、修士の学位で政令の定める基準以上の成績を得た者が、国税審議会の認定を受け、税理士試験の一定の科目合格を受けた場合にも税理士資格が与えられる。

このように、税理士資格取得の方法は多岐にわたり、この現状を国民が認識すれば、税理士制度に対する国民の信頼を失うことになりかねない。よって原則、税理士試験のみにより資格を与える制度にすることを提案する。

また、受験資格や試験科目、実務要件についても、時代の変化や他士業の状況等を鑑み、改革を検討すべきである。ただし、単に受験生の利便性を追求するためだけの制度を設けることは、税理士の資質の低下を招き、税理士制度に対する国民の信頼を失うことになりかねないため、内容については十分に議論する必要がある。

5. 税理士の自治権の拡大

(1) 日本税理士会連合会の組織（税理士法第 49 条の 13）

【意見】

- ・税理士法を改正し、日本税理士会連合会を「日本税理士連合会」とすることにより、制度的にも構成員である税理士が直接関与する形態にする。
- ・日本税理士会連合会の会長選出は、全国約 7 万 5 千人の税理士による選挙に改める。

【理由】

強制入会制度を維持するためには、その組織は民主的な開かれたものでなければならず、構成員の権利保護及び団体の規律が重要である。そのためには、税理士法を改正し、現在の日本税理士会連合会を「日本税理士連合会」とすることにより、制度的にも構成員である税理士が直接関与する形態にする必要がある。

また、「日本税理士連合会」の会長選出は、現在の 115 名による選挙から、全国約 7 万 5 千人の税理士による選挙に改められなくてはならない。すなわち「日本税理士連合会」を会員自治の視点から見た場合、構成員である税理士が直接権利を主張し、かつ行使できるようにし、会員が直接チェックできる体制が必要であり、会員のための組織に改革すべきである。

(2) 財務大臣の総会決議取消権の廃止（税理士法 49 条 17）

【意見】

- ・財務大臣の総会決議取消権については廃止すべきである。

【理由】

税理士が納税者の代理人として、その使命を全うするためには、行政庁からの独立性が要求され、それを前提とした自律性、すなわち税理士会員の自治、税理士会団体自治による自主性が求められなければならない。強制入会制の職業団体には、自己責任の観点から、基本的に団体自治および会員自治が求められるべきである。また国家は、強制入会の職業団体の自主性を尊重すべきであり、財務大臣の総会決議取消権については廃止すべきである。現在の税務当局と税理士会との間では信頼関係も醸成されており、本規定は不要である。

税理士法第 1 条の独立した公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、税理士の社会公共的な役割を果たすためには、税理士会及び「日本税理士連合会」の自主的機能を向上させる必要があると考える。納税者の視点からみると、本規定により税理士会が税務当局の監督を受けるということは、納税者の代理人として納税者からの信頼性に欠ける面があることは否めない。したがって本規定を廃止すべきである。

(3) 会員の懲戒権等（税理士法 45 条、46 条、55 条）

【意見】

- ・税理士法第 45 条及び第 46 条を改正し、税理士に対する懲戒権を税理士会及び「日本税理士連合会」に委ねるべきである。またこの改正により、税理士法第 55 条（監督上の措置）も税理士会及び「日本税理士連合会」に委ねられるべきである。

【理由】

税理士が、税理士法第 1 条にいう「税務に関する専門家として、独立した公正な立場」において職務を遂行するには、その身分についても、税務行政庁からの独立が確保されていなければならない。

したがって、税理士に対する懲戒権は、財務大臣ではなく自治団体としての税理士会及び「日本税理士連合会」が持つべきである。また、会員の監督権も税理士会及び「日本税理士連合会」が持つべきである。

ただし、懲戒や監督に関する適正手続は法律により明確に規定されなければならない。

6. 通知弁護士等の公示等について（税理士法 51 条）

【意見】

- ・ 弁護士法第 3 条第 2 項の規定から「税理士の事務」を削除することを求めるべきである。
- ・ しかし、他の資格業法の改正項目であり、その実現に相当の期間を要するならば、当面の措置としての通知弁護士等の公示制度を創設すべきである。

【理由】

昭和 26 年税理士法制定時の原案では、弁護士法第 3 条第 2 項の規定から「税務代理士の事務」を削除し、弁護士が税理士業務を行う際には、税理士名簿に登録を受けなければならないとされていた。それが、その後の衆議院大蔵委員会での議員修正により、結局は税理士登録を不要とする通知弁護士制度が設けられ、現在においても弁護士の既得権として継続しているのが経緯である。しかし、法制定当時と比較して、現在は経済社会の多様化・複雑化が進み、それと共に税理士の専門分野である税法や会計も高度化・専門化し、専門家に対して国民の求めるレベルも非常に高いものとなっている。

従って、このような状況において、法第 2 条に掲げる税理士の業務が、弁護士法第 3 条第 1 項に規定する「一般の法律事務」に該当するものと解釈することには無理があり、他の資格業法ではあるが改正を求めるべきである。

また、そもそも弁護士に対して、国民は税理士業務の遂行を求めておらず、弁護士自身も税理士業務の遂行を求めていない。それは、税理士登録をしている弁護士の数が弁護士全体の中でわずか 2% 弱と少数であることから間接的に証明されている。そして、実際に税理士登録している弁護士の税理士登録の理由の多くが、税理士業務を行うためというよりは税理士国民健康保険の加入にあることは周知の事実であり、このことから、弁護士が当然に税理士業務をできるという現行の弁護士法の規定に客観的合理性は見出せない。

しかし、他の資格業法の改正項目であり、現実的にはその実現に相当の期間を要するものとも考えられるため、国民の安全性の確保という観点から、当面の措置としての通知弁護士等の公示制度や日税連への通知制度を創設すべきである。

なお、法第 51 条に規定する「随時、税理士業務を行うことができる」という文言の解釈については、確定的な解釈が存在しないため、例えば個別事案についてはその事案ごと、継続事案については期間を 1 年以内に区切るものとするなどその解釈を明確にし、反復継続して税理士業務を行う場合には税理士登録が必要となる旨の周知徹底を図るべきである。

7. 研修受講の義務化

【意見】

- ・研修制度が会則により義務化されたが、税理士法による研修義務化やそれに伴う罰則制度を早期に導入するようなことは行わず、不正受講の防止や、研修の利便性の向上と内容の拡充を図り、まずは研修受講率の向上を図るべきである。
- ・免除申請規定は安易な免除が認められないよう、厳格に運用されるべきである。また国会議員などに対する免除規定は廃止すべきである。

【理由】

税理士に求められる専門性は、複雑化・高度化しており、研鑽により資質の維持・向上が図られなければ、税務の専門家としての責務を果たせず、「納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という、税理士の使命を果たすことはできない。

平成26年税理士法改正では、研修受講の努力義務化が見送られたが、平成26年10月15日の日税連の臨時総会により日税連会則第65条が「税理士は、その資質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない」と改正され、研修受講については会則上、従来の努力義務から義務化されることとなった。義務化に伴い、1事業年度36時間の未履行者に対する罰則の適用や証票制度とリンクさせるべきといった意見もあり、研修義務の履行状況については、日税連ホームページ上で公表がされる予定となっている。

しかし、研修の義務を会員に課すためには、全ての会員に研修を受ける機会が与えられていなければならないと、現在は地域などによって格差があり十分な機会が提供されているとは言えない。義務化を考えるに当たっては、現在のような集合方式の研修やインターネットを利用したe-learningによる通信教育の他、レポート提出による単位認定といった方法も検討すべきである。日税連ホームページ上での公表は平成30年4月より実施される予定であるが、その時期までに研修機会の提供が十分になされる保証はなく、公表時期を先に決定することには大きな問題がある。

現状の36時間履行達成率は3割程度となっており、「受講カードのみを通して途中退席を行う」、あるいは「居眠り」等の実態も数多く見受けられる。研修の義務化により、研修受講の目的が本来の「資質の維持・向上」ではなく、単なる「受講時間の達成」に替わってしまい、資質の維持・向上に繋がらないおそれもある。よってまずは税理士法による研修義務化やそれに伴う罰則制度の導入等を急ぐのではなく、不正な受講に対する防止体制を確立するとともに、より一層の研修制度の利便性の向上と内容の拡充を図り、個々の税理士が自発的に研修を受講し、資質の向上がなされるようにすべきである。

また、今回の義務化に伴い、一定の要件に該当する者には免除申請規定が設けられてい

るが、資質を維持向上するためには継続的な研鑽が不可欠であり、本来免除規定そのものがないことが望ましい。

療養中や報酬のある公職に就いているため税理士業務を停止している者に対する免除は一定の合理性がないわけではないが、税理士としての資質の維持向上という研修の本旨に即し、その運用にあたっては安易に免除が認められないよう厳格に適用されるべきである。

一方、国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者は税理士法上、税理士業務を停止する必要がないのであり、これらの者に対する免除規定には合理性が認められず、議員特権に他ならないため、当然廃止すべきである。